

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
接続政策委員会（第72回）議事概要

日時 令和6年7月30日（火）10:00～10:41

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、山下主査代理、高橋専門委員、内藤専門委員、  
西村（暢）専門委員、西村（真）専門委員、橋本専門委員、  
事務局 吉田総務課長、大村電気通信事業部長、飯村事業政策課長、  
（総務省） 井上料金サービス課長、廣瀬料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

○ モバイル接続料の検証について

事務局から本議題について報告を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

【発言】

○山下委員

丁寧な説明をしていただいております。

感想とかコメントのようなものになりますが、主に2点ございます。

1つは、この接続料の算定等に関する研究会及びモバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて、非常に細かい議論をずっとしてこられたということが分かりました。確かに各項目もっともなことがたくさんあり、ただ利潤といってもその内容とか、それから費用を回線ごとに配賦するのかトラヒックで配賦するのかという一つ一つの検討について、大変勉強になりました。ありがとうございます。

もう一つは、後半部分で事務局から御説明いただきましたが、MNOとMVNOとの間の、はっきり言うと信頼関係のようなもの、あるいは透明性のようなものが相変わらず問われているかと思いました。こうした点があるべく解消することが健全な市場をつくるのに必須のことではないかと思いましたので、それをMNOさんも当然だというふうにお思いにならずに、MVNOの立場になって、なぜこのような質問が出るのかということを考えてそれに対応していただけると、より競争的な市場が作れるのではないかと思った次第です。

以上、感想だけでございます。ありがとうございます。

○相田主査

ありがとうございます。感想ということでしたけれども、事務局から何かコメントございますでしょうか。

○廣瀬料金サービス課課長補佐

ありがとうございます。

感想とのことですが、おっしゃるとおりの部分があると思っておりまして、特にワーキンググループで議論いただいた費用配賦の見直しについては、まさに相田主査、高橋専門委員にも構成員として御議論いただきましたが、時代によって前提が変わってきてしまった部分もあると思いますので、適時適切にこうした見直しを行っていかねばならないだろうと私としても思いました。

また、後段のMVNOとMNOの関係については、まさにMVNOとMNOとの間で信頼関係ができるような協議がなされることが一番望ましいと思われます。MNOによる情報開示について、特に制度化する必要があると考えられるようなものについては、もちろん我々としても対応するわけですが、MVNOからは、追加的にこうした情報が欲しいんだという要望も新しく出てくると思いますので、研究会においてそのような点について議論をいただいたものと考えております。どこまでMNOに対応していただくのが公正なのかという点について検討し、公正な競争環境の整備に向けて、引き続き対応してまいりたいと思います。

○相田主査

ほかに御発言の御希望ないようでしたら、これをもちまして第72回接続政策委員会を終了させていただきます。本日も御出席いただきありがとうございました。

以上